

三重県からのお知らせ

「三重県循環型社会形成推進計画」について

県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGsとSociety 5.0の考え方を取り入れ、多様な主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、「三重県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を令和3年3月に策定しました。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5の規定に基づく法定計画であり、また、食品ロスの削減に係る取組については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」として本計画に位置付けています。

<基本理念>

新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等多様な主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。そのなかで新たに、三重県における循環関連産業の振興に注力するとともに、一体的にプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

自治体や企業、高等教育機関、県民等が、持続可能な循環型社会の実現に向けて、それぞれの役割をしっかりと果たすべく行動することにより、現在世代のニーズを満たしつつ、私たちが暮らす三重をより良い姿で次世代に継承していけるよう、チャレンジしていきます。

<取組方向、施策及び目標>

持続可能な循環型社会の構築をめざすため、今後5年間の取組について次のとおり体系的に整理しました。施策毎に目標を設定し、取組を進めていきます。なお、目標項目及び目標値（令和7年度）については、主なものについて記載します。

取組方向	施策
1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進 (目標項目) ・「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計):1500件
	1-2 市町との連携の推進
2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	2-1 循環関連産業の育成及び支援 (目標項目) ・高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数(累計):15件 ・ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合 :令和3年度の調査を踏まえて設定
	2-2 資源の循環的利用の促進
3 廃棄物処理の安全・安心の確保	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保 (目標項目) ・産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率:50%
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正 (目標項目) ・建設系廃棄物の不法投棄件数:10件以下 ・人材育成のための講習会等への参加人数(累計):5,000人
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 (目標項目) ・不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率:100%
	3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進 (目標項目) ・県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数:78人

4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	4-1 プラスチック対策の推進 (目標項目) ・廃プラスチック類の再利用率:70%(令和6年度) ・プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数(累計):10件
	4-2 食品ロス等対策の推進
5 人材育成とICTの活用	5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成
	5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標として一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」、「資源化率」及び「最終処分量」、産業廃棄物の「排出量」、「再生利用率」及び「最終処分量」を設定し、毎年度確認していきます。

<計画の推進と進捗管理>

毎年度、「三重県循環型社会形成推進会議」において取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

また、毎年度の振り返りを踏まえ、より適切な目標となるよう目標を引き続き検討し、必要に応じて適宜見直しを実施していきます。

参考URL

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0012700086.htm>



PCBを含む廃電気機器等の適正な取扱いについて

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処分等を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月に制定、平成28年5月に改正され、PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の適正保管、処分期間内の適正処分及び保管状況等の届出などが義務付けられています。

特に、高濃度PCBを含む変圧器・コンデンサーは処分期間が令和4年3月末日までとなっており、期限が迫っていることから、すみやかにJESCOに手続きを行う等、適正に処理を進めていただく必要があります。

つきましては、以下にご留意いただき、適正処理にご協力いただきますようお願いいたします。

・PCBを含む廃電気機器等やPCBの混入が確認された廃電気機器等（廃電気機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるもの）については、PCB廃棄物に係る処分業の許可または国の認定を受けた業者でなければ処理することができません。

・取り扱おうとする廃電気機器等にPCBが含まれる可能性がある場合は、これらのものを有価物または通常の産業廃棄物として取り扱うことができないため、取引しようとする排出事業者に対し、当該廃電気機器等についての経歴やPCBの分析結果等の情報を求め、PCB廃棄物でないことを確認してください。

三重県内のPCB廃棄物の処分期限

廃棄物の種類		処理施設	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器(トランス)、コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所	令和4年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物	処分施設毎の認定、又は許可内容による	無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設	令和9年3月31日まで

産業廃棄物処理実績報告書の提出について

三重県の許可を有する(特別管理)産業廃棄物処理業者(以下「処理業者」という。)は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の規定に基づき、令和3年6月30日までに、令和2年度分の三重県内(三重県への搬入、三重県からの搬出を含む)における産業廃棄物の処理状況を県に報告いただく必要があります。

なお、電子マニフェストを利用した処理実績についても、本報告の対象となりますので、報告漏れのないようご留意下さい。

問い合わせ先

三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
廃棄物規制・審査班

TEL:059-224-2475 FAX:059-222-8136

参考URL

<https://www.pref.mie.lg.jp/eo/cycle/42867014556.htm>

